

建設工事等競争入札心得

(趣 旨)

第1 この心得は(一財)秋田県建築住宅センターが発注する建設工事等(以下「建設工事等」という。)の請負又は委託契約に係る競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が守らなければならない事項を定めたもので、この内容を充分承知のうえ入札に参加して下さい。

(法令等の遵守)

第2 入札参加者は地方自治法、同法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、秋田県財務規則、公募型指名競争入札実施要綱並びにこの心得、指名競争入札の指名について(通知)、入札参加者募集に係る掲示及びその他の法令等を遵守しなければならない。

2 入札参加者は入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、又不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に公共工事を推進するにふさわしい入札参加者としての態度を保持しなければならない。

(現場説明)

第3 入札参加者は、現場説明に参加し、契約担当者から明示された仕様書、設計書及び図面等による施工条件及び契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。現場説明が実施されない場合においては、設計図書等の閲覧等により熟知しなければならない。

(入札への参加者)

第4 次の各号の一に該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 入札日において、入札参加資格又は指名を取消されている者。
- (2) 正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者。

(入札の辞退)

第5 入札参加者は、入札書の開札に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札の執行前にあつては入札辞退届(別紙様式)を契約担当者に持参又は郵送により提出する。入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出しなければならない。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けない。

(入札の取り止め等)

第6 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は不隠な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

2 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることができる。

(入札の秩序)

第7 次の各号の一に該当する者は、入札執行者により入札執行の場所から退場させられる場合がある。

- 一 私語、放言等をなし、入札の執行を妨げた者
- 二 不穏の行動をなす者

(入 札)

第8 入札参加者は入札書に記名押印のうえ、指定した日時及び場所において、入札書を提出又は入札箱へ投入しなければならない。

2 代理人に入札をさせるときは、委任状を提出しなければならない。

3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

4 入札書の金額の記載については、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額とすること。

(入札書の書換等の禁止)

第9 入札参加者は、その提出した入札書の書換、引換または撤回をすることができない。

(無効の入札)

第10 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 同一の入札について、2 以上の入札をした者の入札

(3) 同一の入札について、2 人以上の入札者の代理人となった者の入札

(4) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札

(5) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

(6) 委任状を持参しない代理人のした入札

(7) 記名押印を欠く入札

(8) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(開 札)

第11 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行う。この場合、入札参加者は開札に立ち会わなければならない。

(落札者の決定)

第12 建設工事の請負については、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

また、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の 価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札者を決定したときは直ちに口頭又は書面により、その旨を落札者に通知する。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第13 入札執行者は落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできない。

(再度の入札)

第14 入札執行者は開札をした場合、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は、原則として1回までとする。

2 前項による再度の入札を行うとき、次の各号に一に該当する者は再度の入札に参加することができない。

一 第10(1)から(4)までの規定により無効とされた入札をした者

二 第 10(8)の規定に基づき無効とされた入札をした者で再度の入札に参加させることが不適当と認められる者

三 最低制限価格を設けた入札の場合において、契約希望金額が最低制限価格を下回った価格で入札をした者

3 第 5 及び第 6 の規定は再度の入札の場合に準用する。

~~＝(保証人)＝~~

~~第 15 落札者は、契約金額が 500 万円以上及び契約担当者が認める工事については、次の各号を保証する保証人を要する。~~

~~（1）保証人は、契約の相手方に代わって、自らその工事の完成を保証する他の業者とする。~~

~~（2）保証人は、契約の相手方の義務不履行の場合の損害金の支払いを保証する者。~~

（契約書の提出）

第 16 契約書又は請書を作成する場合、落札者は契約書に記名押印し、落札通知を受けた日から 5 日以内に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けた時はこの限りではない。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しなかった場合は、その落札の効力を失う。

（意義の申立）

第 17 入札参加者は、入札後、この心得、入札関係書類及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他）

第 18 入札参加者は、関係法令及び契約者の指導事項を遵守し、契約当事者相互の信頼関係を損なうような行為をしてはならない。